

令和6年度 第1回 県有林林産物 一般競争入札

公 売 公 告 並 び に 明 細 表

令和6年4月1日

公 売 公 告

第1回 県有林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課におたずねください。

1 売払物件の番号および所在地
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時
＊受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和6年4月17日(水)	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎 4階大会議室	富士・東部 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815

5 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(70-3)」及び「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者としてします。入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2号適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

7 入 札

消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4号又は第5号適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

9 契約締結期限

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

11 代 金 延 納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵 便 入 札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代 理 入 札

この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再 入 札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵 守 事 項

入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札心得書を遵守してください。

16 入 札 の 無 効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

17 そ の 他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

別記

代金延納要領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内 ただし1,000m ³ 以上を売り払うときは8箇月以内	①利付国債 ②その他政府の保証のある債券 ③銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	年利 1.00% (違約金) 年利 14.60%
素材	1件の売払代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

(別紙)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日（大正・昭和・平成・令和） 年 月 日

第1回 (4月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考
富士・ 東部	401	富士吉田市 鳥居木前	415 ぬ4、5	1.87	しらべ	用材	12～28	94	122.33	12ヶ月
						用材	30～54	124	174.69	一般林
										普通林 国立公園 第三種特別地域
										令和5年6月風倒被害区域
										50～66年生人工林
						小計		218	297.02	(公売条件)
										1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。
										2 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所及び残存する末 木枝条等について は、事前に林務環境 事務所と協議するこ と。
										3 既設林道、作業道 等を使用する場合 は、事前に関係機関 に必要な手続きを行う こと。
										(調査方法)
										樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。
						用材木計		218	297.02	
						小径木(針)	チップ等	670	532.34	
						小径木(広)	チップ等	31	30.70	
						小径木計		701	563.04	
						合計			1.87	

第1回 (4月分) 一 般 公 売 (素材の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	末口径 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考					
富士・ 東部	402	富士吉田市 梨ヶ原	409 に4	12.25	からまつ	用材 4m	6	216	3.024	4ヶ月					
						"	8	136	3.536	部分林					
						"	10	169	6.760	演習場内					
						"	12	136	7.888	57年生人工林 間伐材(素材) (間伐率33%)					
						"	14	142	11.076	(本公売に係る物件 は当該小班内に分 散集積されていま す。)					
						"	16	122	12.444	(公売条件)					
						"	18	88	11.440	1 北富士演習場内 のため、特に大径木 では被弾木の恐れ がある。また、演習実 施等に伴う不定期の 立入制限が発生す る。					
						"	20	77	12.320	2 林地保全に十分 配慮し、必要に応じ て対策等を講ずるこ と。					
						"	22	34	6.596						
						"	24	26	5.980						
						"	26	15	4.050						
						"	28	10	3.140						
						"	30	2	0.720						
						"	32	1	0.410						
											小計		1,174	89.384	3 搬出附带施設の 設置が必要な場合 は、事前に林務環境 事務所と協議するこ と。
															4 既設林道、作業 道等を使用する場合 は、事前に関係機関 に必要な手続きを行 うこと。
									(算出方法)						
									材積の算出方法は、 現地検知による。						
						小計	0	0.000							
					用材木計	小計	1,174	89.384							
合計				12.25				1,174	89.384						